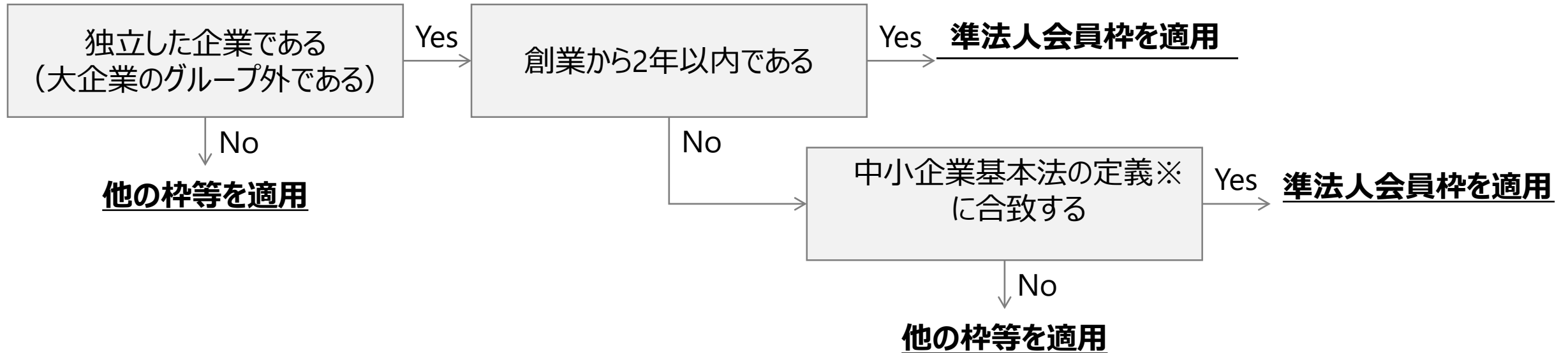


■ 準法人会員適用フロー



※中小企業基本法の定義

資本金が従業員数、いずれかを満たせば、準法人会員（中小・ベンチャー）枠を適用する

業種	資本金	従業員数	備考
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下	-
卸売業	1億円以下	100人以下	-
サービス業	5000万円以下	100人以下	-
小売業	5000万円以下	50人以下	-
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下	自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く
旅館業	5000万円以下	200人以下	-
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	-